

みずほベトナムニュース Vol.6

(2008年8月)



(ハイフォンから1時間の場所にあるカットバ島)

〜〜 目次 〜

1. 特別企画「ホーチミン市人民委員会・商業局 副局長
ホーチミン市計画投資局・投資合作協力所 副所長
インタビュー『流通分野の独資販社設立について』」……P2
2. ベトナム投資Q&A ……………P6
3. 人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動①」……………P7
4. ベトナム法務「ベトナムにおける外国人の住宅購入権利」……………P9
5. 工業団地便り「アマタ・ベトナム工業団地」……………P11
6. ベトナムドン為替情報 ……………P14
7. 経済データ ……………P15

編集・発行 みずほ銀行国際営業部

1. 特別企画 ホーチミン市人民委員会・商業局 トラン・ビン・フン副局長
ホーチミン市計画投資局・投資合作協力所

ライ・トゥアン・ブオン副所長インタビュー

執筆：みずほ銀行国際営業部

ベトナム政府はWTO加盟公約に基づいて、2009年1月1日より流通分野で100%外国企業出資の販社設立を認めます。今回はこれに先立ち、外資流通企業設立認可において実際に国内市場を管理し、その許認可に大きな影響力を持つホーチミン市人民委員会商業局のトラン・ビン・フン副局長とホーチミン市計画投資局・投資合作協力所のライ・トゥアン・ブオン副所長を訪問し、基本的な考え方などについてインタビューしました。実際に申請を進めていく上で、実務担当レベルの取り扱いが大変重要となるため、是非、このインタビュー内容をご参考にしていただければと思います。

【ホーチミン市人民委員会商業局のトラン・ビン・フン副局長】

みずほ 2009年1月からWTO加盟公約に基づきベトナムは流通分野を外資に開放する予定です。具体的には国内流通を行う外資企業に100%出資を認めることが骨格となっています。そうした中、中国からのリスク分散の観点からベトナムへ生産拠点を持ってくる動きが見られますが、大手企業の工場がベトナムに建設されれば輸入部品の販売などを行うメーカーの販社設立需要が高まることが想定できます。貴局と計画投資局との役割分担、権限分担はどうなっていますか。



トラン・ビン・フン副局長

フン氏 外資企業のベトナム進出では計画投資局が窓口となります。また、国内市場に関する分野では現状では商業局が全ての可否判断を行っていると言ってもいいです。計画投資局はプロジェクトの申請を受けると必ず商業局に相談し、意見を求めてから認可へと進みます。

国内流通は、輸出入権と国内流通権がありますが、輸出入権は計画投資局が管轄し、国内流通権は商業局が管轄しています。日本企業がベトナムに建設した工場が、海外から直接部品を輸入したいのであれば輸入権をとれば足ります。

現時点ではホーチミンでは輸入権の100%外資企業への認可は出ていますが、国内流通権については合弁案件などを現在審査中であるものの、実際にはまだ認可が出たケースはありません。計画投資局からの相談で、ホーチミン市商業局としては認可した案件はありますが、その後、ハノイの計画投資省でどのような判断

